

令和6年第4回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和6年12月

目 次

議案第 1 0 8 号	裁判外の和解について…………… 1 (消防局指令課)
議案第 1 0 9 号	公の施設の指定管理者の指定について…………… 3 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第 1 1 0 号	公の施設の指定管理者の指定について…………… 4 (建設部建設管理課)
議案第 1 1 1 号	公の施設の指定管理者の指定の変更について…………… 5 (教育委員会生涯学習部生涯学習課)
議案第 1 1 2 号	請負契約の締結について…………… 6 (地域振興部地域づくり推進課・こども未来部保育課)
議案第 1 1 3 号	請負契約の締結について…………… 8 (地域振興部地域づくり推進課・こども未来部保育課)
議案第 1 1 4 号	請負契約の締結について…………… 9 (地域振興部地域づくり推進課・こども未来部保育課)
議案第 1 1 5 号	請負契約の変更について…………… 1 0 (建設部災害河港課)
議案第 1 1 6 号	請負契約の変更について…………… 1 1 (都市部都市整備課)

議案第 1 1 7 号	委託契約の変更について……………	1 3
	(建設部道路建設課)	
議案第 1 1 8 号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	1 4
	(財務部財政課)	
議案第 1 1 9 号	東広島市特定地域浄化槽設置及び管理条例の一部 改正について……………	1 6
	(生活環境部環境先進都市推進課)	
議案第 1 2 0 号	東広島市自転車駐車場設置及び管理条例の一部 改正について……………	1 7
	(建設部建設管理課)	
議案第 1 2 1 号	東広島市使用料条例の一部改正について……………	1 9
	(教育委員会学校教育部教育総務課)	
議案第 1 2 2 号	東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部 改正について……………	2 0
	(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)	
議案第 1 2 3 号	東広島市駐車場条例の廃止等について……………	2 2
	(建設部建設管理課)	

議案第 108 号

裁判外の和解について

(消防局指令課)

1 提案の要旨

平成 29 年 2 月 2 日付けで、消防救急無線の機器製造業者である株式会社富士通ゼネラル（以下「富士通ゼネラル」という。）ほか 4 社に対し、これらの機器製造業者が談合を行ったものとして公正取引委員会から課徴金納付命令及び排除措置命令が出された。

富士通ゼネラルは、これらの命令を不服とし、取消訴訟を提起していたが、令和 6 年 3 月 21 日付けで最高裁判所において上告が棄却され、富士通ゼネラルの敗訴が確定した。

その後、東広島市と富士通ゼネラルとの間で東広島市に生じた損害の賠償について他自治体との和解の実情等を踏まえて協議を行い、一定の合意の内容が整った。

東広島市が扶桑電通株式会社中国支店（以下「扶桑電通」という。）と締結した次の表の契約に係る機器は、富士通ゼネラルが製造し、富士通ゼネラルの販売代理店である扶桑電通が納入したものである。

当該談合により東広島市に生じた損害の賠償の請求について、実情に即した迅速な解決を図るため、富士通ゼネラルと和解条項のとおり裁判外の和解に応じようとするものである。

契約の名称	消防救急無線デジタル化整備事業消防救急無線デジタル化工事（活動波）	平成 24 年度消防救急無線デジタル化整備事業消防救急無線デジタル化工事（共通波）
契約年月日	平成 25 年 2 月 27 日	平成 25 年 6 月 28 日
契約金額	6 億 4,260 万円	4 億 6,566 万 1,350 円

2 和解条項

- (1) 富士通ゼネラルは、東広島市に対し、本件の損害賠償として 5,153 万 4,152 円の支払義務があることを認める。

- (2) 富士通ゼネラルは、東広島市に対し、前記(1)金員の全額を令和7年1月31日までに、東広島市指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、富士通ゼネラルの負担とする。
- (3) 東広島市及び富士通ゼネラルは、本件に関し、東広島市と富士通ゼネラルとの間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（一略）、和解（一略）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

議案第109号

公の施設の指定管理者の指定について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

東広島市風早地域センターの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市風早地域センター	風早自治協議会 会長 中平 好昭	東広島市安芸津町風早1 214番地1

- (2) 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 1 1 0 号

公の施設の指定管理者の指定について

(建設部建設管理課)

1 提案の理由

西条駅前第 1 自転車駐車場の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
西条駅前第 1 自転車駐車場	アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 小針 宏之	神奈川県横浜市港北区 菊名七丁目 3 番 2 2 号

- (2) 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 1 1 1 号

公の施設の指定管理者の指定の変更について

(教育委員会生涯学習部生涯学習課)

変更の要旨

令和 3 年 1 2 月 1 6 日議決第 1 7 5 号により議決を経た東広島市市民文化センターの管理を行う指定管理者の指定について、指定期間を次のとおり変更しようとするものである。

現行の指定期間	変更後の指定期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 1 1 2 号

請負契約の締結について

(地域振興部地域づくり推進課・こども未来部保育課)

1 提案の理由

令和 6 年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事（建築）の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市高屋町杵原

(2) 工事の内容

建築一式工事

鉄骨造

2 階建て

延べ面積 2,967.14 平方メートル

(3) 契約金額

11 億 9,350 万円

(4) 契約の相手方

大之木・ケーシーエル特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条中央五丁目 4 番 20 号

大之木建設株式会社 東広島支店

取締役東広島支店長 大之木 寛

構 成 員 東広島市西条中央六丁目 31 番 38 号

株式会社ケーシーエル

代表取締役 崎 島 寿 則

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 1 3 号

請負契約の締結について

(地域振興部地域づくり推進課・こども未来部保育課)

1 提案の理由

令和 6 年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事（電気）の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市高屋町杵原

(2) 工事の内容

高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事に係る電気設備工事（電灯設備工事、動力設備工事、受変電設備工事等）

(3) 契約金額

2 億 8, 1 6 0 万円

(4) 契約の相手方

東広島市西条昭和町 5 番 1 0 号

西条電気株式会社

代表取締役 正 原 孝 司

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 1 4 号

請負契約の締結について

(地域振興部地域づくり推進課・こども未来部保育課)

1 提案の理由

令和 6 年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事（機械）の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市高屋町杵原

(2) 工事の内容

高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事に係る機械設備工事（空気調和設備工事、換気設備工事、衛生器具設備工事等）

(3) 契約金額

2 億 5, 6 3 0 万円

(4) 契約の相手方

東広島市西条土与丸四丁目 4 1 4 番 3

ダン環境設備株式会社 東広島営業所

所長 政 本 邦 義

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 1 5 号

請負契約の変更について

(建設部災害河港課)

1 変更の理由

令和 5 年 1 2 月 2 1 日議決第 1 9 4 号により議決を経た令和 5 年度土木施設災害復旧事業安芸津地区災害復旧工事（5－5）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
2 億 3, 5 1 1 万 8, 4 0 0 円	2 億 4, 0 3 4 万 4, 5 0 0 円	5 2 2 万 6, 1 0 0 円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市安芸津町大田

(2) 契約の相手方

東広島市高屋町稲木 3 3 5 番地の 1

ラーフテクト株式会社

代表取締役 松 井 明 彦

(3) 工期

令和 5 年 1 2 月 2 2 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 1 6 号

請負契約の変更について

(都市部都市整備課)

1 変更の理由

令和 6 年 5 月 3 1 日に締結した令和 6 年度公園整備事業東広島運動公園第 2 多目的グラウンド整備工事の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市西条町田口

(2) 工事の内容

舗装工事

ア 土工

不陸整正 1 万 3, 7 9 0 平方メートル

イ 擁壁工

(ア) ブロック積み擁壁 8 8 平方メートル

(イ) プレキャスト L 型擁壁 2 3 メートル

ウ グラウンド舗装工

(ア) 下層工 1 万 4, 5 2 0 平方メートル

(イ) 表層工 1 万 4, 5 2 0 平方メートル

エ 管理施設工

(ア) 防球ネット 2 1 1 メートル

(イ) 転落防止柵 1 1 1 メートル

(3) 契約金額

原契約金額	変更契約金額	増加額
1 億 4, 9 1 0 万 6, 1 0 0 円	1 億 5, 7 7 9 万 2, 8 0 0 円	8 6 8 万 6, 7 0 0 円

(4) 契約の相手方

東広島市八本松町吉川 3 3 4 3 番地 2

双合建設工業株式会社

代表取締役 川 廣 泰 宏

(5) 工期

令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 1 7 号

委託契約の変更について

(建設部道路建設課)

1 変更の理由

令和 3 年 9 月 1 6 日議決第 1 2 5 号により議決を経た山陽本線西条構内御建跨線道路橋補修工事委託に関する基本協定について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、委託契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	減少額
4 億 8, 8 7 2 万 6, 0 0 0 円	4 億 4, 7 9 6 万円	4, 0 7 6 万 6, 0 0 0 円

3 変更後の委託契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市西条本町

(2) 契約の相手方

西日本旅客鉄道株式会社

(3) 工期

令和 3 年 9 月 1 7 日から令和 7 年 1 月 3 1 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 1 8 号

東広島市手数料条例の一部改正について

(財務部財政課)

1 改正の理由

多機能端末機による証明書の交付を推進し、当該証明書の交付に係る本市の窓口の混雑の解消を図るため、3年間の時限措置として、多機能端末機により当該証明書の交付を請求し、又は申請し、その交付を受ける場合における手数料の額を減額する措置を講ずるとともに、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の規定による補償金等の支給を受けようとする者等の戸籍に関する無料証明の対象者への追加その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 多機能端末機により次の証明書の交付を請求し、又は申請し、その交付を受ける場合における当該証明書の交付に係る手数料の額は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り、次のとおりとする。（附則第5項関係）

手数料の名称	証明書の名称	単 位	現行	改正
戸籍謄本・抄本交付手数料	戸籍の全部事項証明書又は戸籍の個人事項証明書	1 通につき	450円	350円
住民票の写し又は除票の写しの交付手数料	住民票の写し	1 件につき	300円	200円
住民票記載事項証明書又は除票記載事項証明書の交付手数料	住民票記載事項証明書	1 件につき	300円	200円
租税公課証明書交付手数料	市県民税課税台帳記載事項証明書又は納税証明書	1 件につき	300円	200円
印鑑登録証明書交付手数料	印鑑登録証明書	1 件につき	300円	200円

- (2) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に

関する法律第 37 条に規定する者を戸籍に関する無料証明の対象者に追加する。（別表第 7 関係）

3 施行期日

- (1) 多機能端末機による証明書の交付に係る手数料を減額する時限措置に関する規定 令和 7 年 4 月 1 日
- (2) 戸籍に関する無料証明に関する規定 令和 7 年 1 月 17 日

（根拠法令）

地方自治法

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律

第 37 条 市町村の長（－略－）は、内閣総理大臣、都道府県知事又は補償金等の支給を受けようとする者若しくはその同一生計遺族若しくは相続人に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者、特定配偶者若しくは旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者又はこれらの者の遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

議案第 1 1 9 号

東広島市特定地域浄化槽設置及び管理条例の一部改正について

(生活環境部環境先進都市推進課)

1 改正の要旨

特定地域浄化槽の維持管理に要する費用の額の見直しに合わせて、特定地域浄化槽の使用料の額を次のとおり改定しようとするものである。

区 分	現 行	改 正
5 人槽	5, 1 2 0 円	5, 9 0 0 円
6 人槽	5, 5 8 0 円	6, 4 5 0 円
7 人槽	6, 3 1 0 円	7, 2 7 0 円
8 人槽	7, 1 4 0 円	8, 2 4 0 円
1 0 人槽	8, 5 1 0 円	9, 6 1 0 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

施行日以後の特定地域浄化槽の使用に係る使用料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。ー略ー

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 1 2 0 号

東広島市自転車駐車場設置及び管理条例の一部改正について

(建設部建設管理課)

1 改正の理由

西高屋駅前第 1 自転車駐車場の移転及び運営方法の見直しを目的として、当該自転車駐車場の位置を変更し、及び使用料を新たに定めるとともに、一部の自転車駐車場の使用料の廃止その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 西高屋駅前第 1 自転車駐車場の移転及び運営方法の見直しを次のとおり行う。

ア 位置を次のとおり変更する。(別表第 1 関係)

現 行	改 正
東広島市高屋町中島 4 5 0 番地 2 3	東広島市高屋町中島 4 5 0 番地 5

イ 使用料を次のとおり定める。

(ア) 駐車料金(別表第 2 関係)

利用車両	利用区分	単 位	料金の額
自転車	一時利用	1 日 1 回につき	1 1 0 円
原動機付自転車及び 自動二輪車	一時利用	1 日 1 回につき	2 2 0 円

(イ) 回数駐車券(第 9 条関係)

種 類	金 額
1 1 0 円券 1 1 枚つづり	1, 1 0 0 円
2 2 0 円券 1 1 枚つづり	2, 2 0 0 円

(2) 次の自転車駐車場の使用料を廃止する。(第 4 条、別表第 2 関係)

ア 西条駅前第 2 自転車駐車場

イ 西条駅北第 2 自転車駐車場

ウ 寺家駅南自転車駐車場

エ 寺家駅北自転車駐車場

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日等

(2) 経過措置

ア 施行日以後に申請される利用の登録及び一時利用に係る自転車駐車場の駐車料金について適用する。

イ 西高屋駅前第 1 自転車駐車場に係る回数駐車券の発行その他の当該自転車駐車場の供用のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(根拠法令)

地方自治法

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。ー略ー

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 1 2 1 号

東広島市使用料条例の一部改正について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 改正の要旨

入野小学校屋内運動場、風早小学校屋内運動場及び高屋中学校屋内運動場並びに西条中学校武道場（柔道・剣道場）に空気調和設備を設置することに伴い、これらの学校施設に係る使用料を次のとおり定めようとするものである。

施 設 名	学校名	使用時間	使用料
学校屋内運動場	入野小学校	1 時間につき	2, 8 0 0 円
	風早小学校	1 時間につき	1, 0 0 0 円
	高屋中学校	1 時間につき	1, 7 0 0 円
武道場（柔道・剣道場）	西条中学校	1 時間につき	3 0 0 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 1 月 1 日等

(2) 経過措置

施行日以後の行政財産の使用に係る使用料の徴収は、同日前においても行うことができる。

(根拠法令)

地方自治法

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。ー略ー

議案第 1 2 2 号

東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部改正について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 改正の理由

東広島市市民体育施設における使用料の徴収の時期に関する特例を定め、並びに西志和市民体育館及び東志和市民体育館を新たに設置し、並びにこれらの体育館の使用料等を定めるとともに、安宿区民プールを廃止しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 使用者がその使用料を口座振替の方法により納付する場合は、当該使用料をその使用後に徴収することができる。(第 1 1 条関係)
- (2) 西志和市民体育館及び東志和市民体育館を新たに設置するとともにこれらの体育館の使用料等を次のとおり定める。

ア 施設の名称及び位置 (別表第 1 関係)

名 称	位 置
西志和市民体育館	東広島市志和町七条栳坂 1 6 7 0 番地
東志和市民体育館	東広島市志和町志和東 3 9 7 9 番地

イ 開館時間及び休館日 (別表第 2 関係)

開館時間	休 館 日
午前 9 時から午後 1 0 時まで	1 月 1 日から 1 月 5 日まで及び 1 2 月 2 8 日から 1 2 月 3 1 日まで

ウ 使用料 (別表第 4 関係)

(ア) 西志和市民体育館

区分	単 位	使用料	照明料
全面	1 時間につき	4 1 0 円	2 0 0 円
半面	1 時間につき	2 0 0 円	1 0 0 円

(イ) 東志和市民体育館

区分	単 位	使用料	照明料
全面	1 時間につき	2 0 0 円	2 0 0 円

- (3) 安宿区民プールを廃止する。(別表第 1、別表第 3、別表第 4 関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日等

(2) 経過措置

西志和市民体育館及び東志和市民体育館に係る使用の許可及び使用料の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(根拠法令)

地方自治法

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。ー略ー

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 1 2 3 号

東広島市駐車場条例の廃止等について

(建設部建設管理課)

1 改正の理由

路外駐車場及び東広島駅前広場自家用車駐車場を民間事業者に貸し付け、当該民間事業者に管理及び運営をさせることを目的として、これらの駐車場を廃止するとともに、指定管理者にその管理を行わせることができる駅前広場の交通施設の範囲の拡大その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 次の路外駐車場を廃止する。(第 1 条関係)

- ア 東広島駅前駐車場
- イ 西条駅前駐車場
- ウ 西条駅北駐車場
- エ 西条岡町駐車場
- オ 西条昭和町駐車場
- カ 八本松駅前駐車場
- キ 入野駅前駐車場
- ク 安芸津駅前北駐車場
- ケ 安芸津駅前南駐車場

(2) 東広島駅前広場自家用車駐車場を廃止する。(第 2 条関係)

(3) 次の駅前広場に設置された交通施設の管理を指定管理者に行わせることができることとする。(第 2 条関係)

- ア 西条駅前南口広場
- イ 西条駅前北口広場
- ウ 寺家駅前南口広場
- エ 寺家駅前北口広場
- オ 八本松駅前広場

- カ 西高屋駅前広場
- キ 白市駅前広場
- ク 入野駅前広場
- ケ 安芸津駅前広場

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年6月30日までの間において規則で定める日

(2) 経過措置

ア 東広島市駐車場条例の廃止に伴う経過措置

(ア) 廃止前の東広島市駐車場条例（以下「旧駐車場条例」という。）の規定に基づき納付し、又は納付すべきであった使用料については、なお従前の例による。

(イ) 旧駐車場条例の規定により発行された回数整理券は、この条例の施行の日に、その効力を失う。

(ウ) この条例の施行前にした行為により生じた路外駐車場の施設及びその附属設備を原状に回復し、又はその損害を賠償する義務については、なお従前の例による。

イ 東広島市駅前広場交通施設管理条例の一部改正に伴う経過措置

(ア) 改正前の東広島市駅前広場交通施設管理条例の規定に基づき納付し、又は納付すべきであった使用料については、なお従前の例による。

(イ) この条例の施行前にした行為により生じた東広島駅前広場の自家用車駐車場及びその附属設備を原状に回復し、又はその損害を賠償する義務については、なお従前の例による。

（根拠法令）

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれ

を定めなければならない。

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

